

上毛町新しい生活様式対応店舗等補助金について

上毛町では、新型コロナウイルス感染症予防のため、来店型の店舗などを営む事業者が実施する3密の解消など国の提唱する「新しい生活様式」に沿った店舗の改修や備品購入に要する経費に対して補助しています。

申請期限は令和3年2月26日(金)までとなっていますので、検討されている事業者の方はお早めにお申し込みください。

※補助額については、1事業者あたり上限20万円として、補助対象経費の全額(千円未満切り捨て)を補助します。

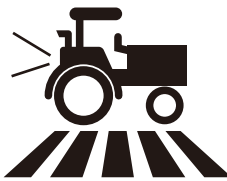
※詳しい内容については、町のホームページ及び令和2年10月広報に掲載しています。

※申請書類については、役場・大平支所で配布しています。また、町のホームページからダウンロードできます。

●申し込み・問い合わせ先
開発交流推進課 開発交流推進係
TEL 72-3111(内線233)

公道での農業機械の運転に気を付けましょう

冬の間は日暮れが早くなり、暗い時間帯でも農機作業が多くなります。公道での一般車両との接触や追突事故を防ぐためには、早めのライト点灯や後続車から見えやすい位置に反射板を取り付けるなど事故を防ぐ対策をお願いします。



●問い合わせ先
産業振興課 農政係 TEL 72-3151(内線181)

新型コロナの影響に係る介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合、主たる生計維持者が失業・事業廃止または収入減少額が前年の三割以上などの場合など、介護保険料の支払いが困難で一定の要件に該当すれば、申請により支払いを猶予したり、減額・免除したりする制度がありますので、下記までご相談ください。

●問い合わせ先
長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線215)
福岡県介護保険広域連合(総務課収納管理係)
TEL 092-981-9071

死んだ野鳥を見つけたら

野鳥は、建物などへの衝突、環境の変化など様々な原因で死ぬことがあるため、死んだ野鳥を見つけた場合、直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。

ただし、マガモなどのカモ類やハヤブサなどの猛禽類が1羽以上死んでいた場合や、ハト、カラスなどが5羽以上死んでいた場合には、鳥インフルエンザの可能性があるので、死んだ野鳥には触らず、産業振興課農政係まで連絡をお願いします。

鳥インフルエンザの可能性がない場合でも、死んだ野鳥は素手では触らず、火バサミや使い捨てのゴム手袋などを使用して、ビニール袋などに入れてうえて、町指定の可燃ごみ袋に入れてしっかり封をし、燃えるごみとして処分してください。

●問い合わせ先
産業振興課 農政係 TEL 72-3151(内線182)

中小・個人事業主の皆様へ

令和3年度

事業用家屋・償却資産に係る固定資産税を軽減します

【申告期限】令和3年2月1日(月)消印有効

※受付窓口開始は、1月4日(月)からです。

※申告期限までに提出されない場合、軽減措置を適用できません。申告期限内に提出してください。

【対象となる方】

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月～10月の任意の連続する3ヶ月間の売上高が前年同期間と比較して**30%以上減少**している**中小事業者等(個人(※1)、法人(※2))**ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する事業に営むものを除きます。

- (※1) 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人(租税特別措置法施行令第5条の3第9項に規定する中小事業者に該当する個人)
- (※2) 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人または資本、若しくは出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人(大企業の子会社除く)(租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する中小事業者に該当する法人)

【対象となる資産】

対象となる方が所有する**事業用家屋及び償却資産**

「事業用家屋」とは、事務所や店舗、工場などの居住用の住宅以外の家屋のほか、不動産賃貸業を営む方が所有する賃貸マンションなどが該当します。

【軽減される期間及び割合】

令和3年度の1年度分に限り、次の割合で軽減を適用します。

対象税目	減少割合	軽減割合
固定資産税	30%以上50%未満	50%
	50%以上	100%

【申告方法】

認定支援機関等



中小事業者等



上毛町申告窓口

① 申告書に売上高が減少した旨を記載し、認定経営革新等支援機関等の確認を受けてください。
※申告書様式は上毛町役場のホームページからダウンロードできます。

② 認定支援機関等の確認(記名・押印)を得てください。
※認定支援機関等については、中小企業庁のホームページでご確認ください。

③ 認定支援機関等の確認を得た書類及び提出した書類の写しを添付し、令和3年2月1日(消印有効)までに郵送で上毛町の窓口へ提出してください。

●問い合わせ先 税務課 税務係 固定資産税担当 TEL 72-3113(内線135・137)

1月の買い物バスツアー 参加者募集

～自宅の近くから商業施設まで送迎します～

- 対象者 概ね65歳以上の買い物を楽しみたい方(付添の方も参加できます)
※介助を必要とせず買い物ができる方とします。
- 参加費 無料 ※送迎バス以外の費用は各自でご負担ください。
- 申し込み 電話で、氏名・住所・電話番号をお知らせください。
申込締切後、当日の迎えの時間を連絡します。



開催日	目的地	申し込み締切
1月8日(金)	道の駅しんよしみ (大ノ瀬) ゆめマート (豊前市大字岸井)	1月6日(水)
1月19日(火)	フレスポくぼてんタウン (豊前市大字今市)	1月12日(火)
お迎え 9:00～ 買い物 10:30～11:30 送り 11:30～		

■注意事項 当日は検温の上、マスクの着用をお願いします。
※発熱や体調不良の場合は、参加をご遠慮ください。車内での飲食や大声での会話はお控えください。
※新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、バスツアーを中止とさせていただく場合があります。

●申し込み・問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線215)